

労働組合セミナー

FATOR法律事務所

2019年4月16日

労働組合の成り立ち

1)労働組合の初期

- a) 19世紀後半、ブラジル経済は奴隷解放（1888年）や共和国宣言（1889年）などの大きな歴史の変化の影響を受けた。
- b) 労働組合の成り立ちはヨーロッパからの移民の大きな影響を受けた。（ブラジルの都市化）

c) ヨーロッパから移民してきた労働者は、奴隷制度の痕跡が残り、労働者の権利が皆無に近いブラジル社会に直面した。

d) ヨーロッパ移民は労働者の権利が比較的保証されていた母国での労働の経験を踏まえ、労働者組織をつくり始めた。

e) このようにして、ブラジルの組合運動が始まった。

2) バルガス政権から民事政権への移行まで

- a) ブラジルの組合は政治色の濃い労働者グループを中心に組織された。（組合は半ば政治政党であった）
- b) バルガス政権の登場により労働組合は政府の統制下におかれた。

c) 労働組合をコントロールする目的でバルガス政権は以下に着手した。

i) 労働省の設立。1930年。

ii) CLT（労働法）の制定。1934年

iii) 社会保障院の設立。その他。

d) 労働組合運動は1964年の軍事クーデターに歯止めをかけられ、再び政府の統制下におかれた。

e) その後、組合運動は**1970**年代後半にサンパウロ州の工業地帯でのストライキを再開した。

f) ストライキの再開により、組合運動はブラジルの社会、政治、経済の表舞台に登場し、**CUT**(統一労働者連合) や**PT**(労働者党) が設立され、**1980**年代の多くのストライキを組織し、大統領直接選挙を求める**Direta Já**運動に大きな役割を果たした。

3) 1988年憲法

a) 民政化と共に制定された1988年憲法は組合設立に必要であった労働省の許可を省くなど、組合運動に自由をもたらした。更に、民政化運動に協力した見返りとして公務員の組合参加が認められた。

b) 同時にバルガス時代の遺産としての組合費の義務的徴収や単一組合制度などが組み込まれた。

c) 近年「労働組合は労働者を代表しない」、「労働組合は金儲けの手段」と言うブラジル労働組合への批判が高まった。

組合所属制度

企業別に組合が存在する日本とは異なり、ブラジルでは雇用企業の占有的な活動に基づき組織された組合に自動的に所属する。

a) 基本的な所属制度：企業の主な活動の職業カテゴリーのみを所属組合とする。企業の経済活動の数だけの団体協約に対応するのは実施的に無理である。

b) 特別職業カテゴリーの場合

TST（労働最高裁判所）は、特別カテゴリーの労働者は、自分の雇用企業組合が参加していない組合協約の便益を要求することはできないとしている。

（判例374条）

1) 組合費の徴収額： ARRECADAÇÃO DA CONTRIBUIÇÃO SINDICAL

FAT(労働者保護基金) 資金総括課のデータでは：

- 2017年: 1億7千万リアル
(約4千200万米ドル)
- 2018年 : 3千470万リアル
(約867万米ドル)

組合費の徴収額（組合連合会別） (単位R\$千リアル)

組合連合会名	2017年3月	2018年3月	推移
Nova Central	770.70	164.70	-78,6%
UGT	2,310.0	516.4	-77,6%
CTB	757.0	277.1	-63,4%
CSB	2,862.8	557.7	-80,5%
CUT	4,393.0	578.2	-86,5%
Força Sindical	1,950.6	604.4	-69%

2)STFの決定：2018年6月29日に、6 x 3票で組合費の義務的徴収の廃止は合憲であると決定した。

3) 労働者が事前的かつ明示的に納付を認めた場合の組合費の支払いは、**Boleto**(銀行支払い用紙) またはその電子版を通じてのみ可能である。**Boleto**は労働者の自宅へ届けられるかまたは労働者が受け取ることができない場合には、会社へ届けられる。

4) 組合数の減少

- 改正法前の組合数：1万6,700組合
(世界中の組合数の約91%)
- 組合数の減少が予想される。規模のある組合だけが生き延びる。

5) 組合の合併

5.a) 新設合併（省令326/2013号4条）：組合登録上の新設合併とは、合併前の各組合の権利、義務、地盤と職業カテゴリーの継承を目的として2つまたそれ以上の組合が一つになることを意味する。

5. b) 吸収合併（省令326/2013号9条）：組合登録上の吸収合併とは組合が他の組合を吸収し、その権利・義務を継承することを意味する。吸収される組合の登録は抹消され、吸収した組合の登録のみが残る。

6) 団体協約・協定数の減少

FIPE(経済研究財団) のデータ :

- ・ 組合協定 (企業 x 労働者組合の契約) の数は2017年~2018年の間に24%減少した。
- ・ 組合協約 (企業組合 x 労働者組合の契約) の数は2017年~2018年の間に44%減少した。

7) 組合の大半は資産危機に陥っている。債務支払い不能状態。負債の支払いに充てる資産の不足。財産の売却。

8) 組合の大半が活動を縮小。労働者に対する法律サービスや他のサービスを縮小・廃止。

9) 労働者代表委員会

社員が200名以上の企業では以下の目的を持った労働者代表委員会の設置が保証される。

9.a) 雇用企業との直接対話を促進する。

9.b) 労働法および労働契約の実質的な適用に関する労使間の対立を迅速かつ効果的に解消する目的を持つ。

備考：労働組合は一定の職業カテゴリー（労働者）の職業上または経済的な権利利益の調査、保護および調整を目的とする。

10) 裁判外合意

労働者と雇用企業が合意事項をしたためた合同で訴状を作成し、裁判所に提出する。それぞれ個別に弁護士を立てる。

裁判所では合意内容を検討し、必要と判断した場合には公判を開き、判決をくだす。裁判所が合意内容を認めない可能性もある。

「裁判外合意」件数

- ・サンパウロ州労働裁判所における労働改正法前12ヶ月間の裁判外合意数：1,742件。
- ・サンパウロ州労働裁判所における労働改正法後12ヶ月間の裁判外合意数：33,200件。

労働組合の今後

- a) 労働者の権利利益を純粹に保護する組合のみが生き延びる。
- b) 労働者を代表する資格を持つのは労働者の実質的な権利利益保護を目指し、彼らの支持を得ることができる組合だけである。

c) 今後の課題として、労働法
611-A条が規定する「立法に勝る
組合交渉」制度の矛盾を解消する
必要がある。

特別労働者

d) 今後、政府が「立法、組合交渉に勝る特別労働者の交渉権」制度の拡大を可能にする政治力があるかが問われる。

Verde Amarelo(緑黄色) 労働手帳 (案)

- ・ 特別労働者とは「大学卒＋INSS年金給付月額額の2倍（2019年度の金額でR\$ 11,678.90）の月給」を受給する労働者を指す。